

## 第14回大田市農業委員会総会議事録

1、日時 平成31年2月25日(月) 13:30 開会  
14:10 閉会

2、場所 大田市役所 2階第2会議室

3、出席委員 (16名)

1番 杉本勝徳	3番 森脇公二郎	4番 竹下正也
5番 奥 雅守	6番 武田廣司	7番 福田佳代子
8番 戸嶋総一	9番 坂根 正	10番 田原洋司
11番 岩谷洋司	12番 戸島長四郎	13番 落合政顕
14番 大谷成志	15番 漆谷幸男	16番 三谷 薫
17番 山下 傳		

4、欠席委員 (1名) 2番 古志泰博

5、提出議題

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 地積調査実施に伴う農地の地目変更等について  
(福田①地区：温泉津町福田の一部)  
議案第4号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について

6、その他

- (1) 平成31年度第1回ブロック会議(農業振興地域整備計画研修)の開催について
- (2) 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定後の農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (3) 事務連絡
  - ・第5回非農地通知書の発出について(2/19発出：大屋町)
  - ・農業委員会だより「ええひより」の発行について
  - ・平成31年度農業委員会「事業計画」の作成について

- ・活動記録簿の提出について（3月5日（火）必着）
- (4) 専門委員会について
- ・地域農業研究委員会（2階第2会議室）
  - ・情報調査研究委員会（4階会議室）

7、出席職員 本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	事務局長	渡邊義雄
	事務局次長	長谷卓治
	係長	白石利伸
	主任	三島貴子

## 議 事

局 長 定刻となりましたので、第14回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のご挨拶をいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第14回総会を開会いたします。  
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 定足数の確認をいたします。

本日、2番古志委員が欠席ということで、出席委員は16名でありますので、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員を指名します。

定足数の確認をいたします。

議事録署名委員は、13番落合委員、14番大谷委員よろしく願いいたします。

続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。

局 長 それでは報告いたします。第13回総会から本日までの経過報告です。

1月23日(水)、第13回総会を市役所で開催しました。

1月29日(火)、平成30年度普及活動・試験研究成果発表会が出雲市で開催され、委員9名、農地利用最適化推進委員6名、事務局より1名が出席しました。

2月12日(火)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席されました。

2月14日(木)、市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修大会が松江市で開催され、委員8名、農地利用最適化推進委員12名、事務局より1名が出席しました。

2月18日(月)、運営委員会を市役所で開催しました。

2月19日(火)、市町村農業委員会会長・事務局長研修会が松江市で開催され、田原会長と事務局から私が出席しました。

2月22日(金)、全国農業新聞普及巡回が市役所で開催され、田原会長、山下代理、事務局が出席しました。

2月25日(月)、本日第14回総会を市役所で開催してお

ります。

今後の予定です。

2月27日(水)、女性農業委員・女性農地利用最適化推進委員研修会が松江市で開催され、福田委員、事務局から鈿主任が出席の予定です。

3月11日(月)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席の予定です。

3月中旬に運営委員会を市役所で開催予定としております。

3月25日(月)、第15回総会を市役所で開催予定としております。

3月29日、島根県農業会議臨時総会が松江市で開催され、田原会長が出席の予定です。以上です。

議長 それではこれより、議事に入ります。

報告第1号から議案第2号までは、農地法関連でございますので、会議規則第6条第1項の規定によりまして、議事の進行は、山下代理の方に進行をお願いいたします。

議長 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせていただきます。(代理)

報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。

次長 報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知につきましては、2件でございます。

番号1番三瓶町でございます。

志学口554番、968㎡は、平成28年4月6日から平成34年3月31日まで、農業経営基盤強化法促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、耕作者変更のため、平成31年1月25日に合意解約されたものであります。

番号2番三瓶町でございます。

志学口574番1、2,000㎡は、平成28年4月6日から平成34年3月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

賃借人は先ほどの番号1番と同一人であります。この度、耕作者変更のため、平成31年1月25日に合意解約されたものであります。以上です。

議長 はい。担当委員さんの方で、解約後の農地利用について情

(代理) 報がございましたら発表してください。

15番 番号1番、2番いずれも親戚の方でして、今回借受人が〇〇さんに返すということになり、貸付人の〇〇さん次の人を探しておられたところ、白ネギを今回作りたいという方がおられまして、その方に今回耕作をお願いする予定であると聞いております。

議長 続きまして、次に議案第1号、農地法第3条第1項の規定  
(代理) による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

次長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、1件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番長久町と静間町でございます。

申請地、長久町土江〇〇〇番と静間町〇〇〇〇番〇外2筆、合計4,106㎡は、JR山陰本線「静間駅」の北東約170m～300m、県道「久利静間線」「静間跨線橋」の北側の県道を挟んだ東西に位置しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、この度実家の土地建物と共に農地を譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、大森町に居住しておりますが、当該農地を譲り受け、通作により農業経営の拡大を行うものであります。

以上でございます。

議長 場所的には、同じようなところなのですが、農地の地番が  
(代理) 長久町と静間町に分かれておりますので、それぞれお二人の農業委員さんの現地調査の結果の報告をお願いいたします。

なお、大森からの通作ということでございますので、その観点からの調査結果の報告をして下さい。

9番 静間町の三谷委員と重なりますので、説明の方は私の方でいたします。

譲渡人の〇〇さん、県外にお住まいでございまして、こちらでの耕作は不可能ということで、知人の〇〇さんにこの該当地を譲るといこととなり、〇〇さんはこの譲り受けた土地で米かブドウを作付けして行きたいということのようです。

作付けは、本年産からになるか来年産からになるかは、まだちょっとわかりませんが、そういった意向のようです。

現在土地の方は〇〇〇さんが昨年までは、大豆を作っておられ、今は大豆を刈り取ったままになっておりますが、私の方では異議はございません。

16番 今坂根委員がおっしゃられたことと全く同じでございます。異議はございません。

議長 (代理) それでは、担当委員さんは問題なしということですが、他の委員さんからご質問、ご意見はありますか。

(異議なしの声多数)

異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、おって許可書を交付することといたします。

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

次長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、3件でございます。

番号1番大田町でございます。申請地、大田口〇〇〇番〇、397㎡は、「大田市総合体育館」の北東約120～150m、市道「越峠城平線」の南側に隣接しております。

農地区分は、都市計画用途地域の「第一種中高層住居専用地域」であることから第3種農地に該当します。第3種農地の転用は原則許可となっております。

譲受人は町内の借家に居住しており、子の誕生により手狭となったため、この度申請地を譲り受け、個人住宅を新築するものであります。

番号2番大田町でございます。申請地、大田口〇〇〇番〇、436㎡は、先ほどの番号1番の南側に隣接しております。

農地区分も都市計画用途地域の「第一種中高層住居専用地域」であることから第3種農地に該当します。第3種農地の転用は原則許可となっております。

譲受人は、土木建築請負業・不動産業などを営む有限会社〇〇〇であり、宅地建物取引業者免許証を有しております。

この度、番号1番の建築工事を請け負うと共に、立地条件が良く宅地としての需要が見込まれる当該農地を譲り受け、1区画の宅地造成を行うものであります。

番号3番大屋町でございます。申請地、大田口〇〇〇番〇、

375㎡は、「大屋ふれあいセンター」の南南西約700m、「中尾波自治会館」の南側、市道「中尾波1号線」と市道「中尾波2号線」の交差点を挟んだ南側に隣接しております。農地区分は、土地改良事業の対象となった良好な営農条件を備えている農地であり、第1種農地となります。

譲受人は自宅の老朽化により、改築を計画したところ、土砂災害特別警戒区域内であることから断念、この度自宅に程近い申請地を譲り受け、個人住宅を新築するものであります。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

なお、今回ご審議いただいた後、番号3番につきましては、第1種農地でありますので、3月11日の常設審議委員会に諮問し、その答申を受けた後に処分決定することとなります。

以上でございます。

議長（代理） それでは、担当委員さんの現地調査の結果の報告をお願いします。

始めの整理番号1番と2番は17番私の担当地区であります。

1番と2番はひとつの畑になっておりまして、場所としては、大田市総合体育館の東側の谷合にある現況畑の農地なのですが、現在作物等は作付けされておりません。1番の〇〇さんが取得される予定地の部分が市道に面しており、その後ろ側に〇〇〇さんが取得される予定の畑の部分があります。

そういう関係から進入路を残しながら一体的に譲渡したいという考えで、都市計画の用途設定になっているところですので、やむを得ないと判断いたします。

続きまして3番について、現地調査の結果報告をお願いします。

1番 先日大屋町の松原篤志推進委員さんとともに現地確認と譲受人〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏にお会いに行きましたが、残念ながら譲渡人の〇〇〇〇氏はお留守でお会いすることはできませんでしたが、譲受人の〇〇〇〇氏にはお会いすることができお話を伺いました。事務局から説明があったとおり、子どもさんが産まれた、手狭になった、老朽化も進んでいるということで、どこか良い土地はないかということで、探し

ていたところ親戚である〇〇〇〇氏から、この土地はどうかということで話をいただいたということです。先程の事務局のとおり圃場整備が済んでいるところではありますが、道路を挟んだ圃場整備地区の最南端で、かつ、山林に隣接しているということで、また、譲渡人の〇〇氏も高齢化により耕作ができないということで土地を譲り受けるというものです。他に土地がないということをお勘案すればやむを得ないと判断いたします。この度の申請については、異議はございません。

議 長 3番については、農業振興整備地域の除外手続きは終わって  
(代理) いますかね。

次 長 事務局が農林水産課に確認したところ、農用地区域外になっているとのことです。

議 長 1種農地となっていてはですか。  
(代理)

次 長 過去に除外手続きをされたのか、元々入ってなかったのかは不明のようですが、区域外白地となっているとのことです。

議 長 わかりました。  
(代理) それでは、担当委員さんの現地調査の結果では、問題なしということですが、他の委員さんから質問、ご意見はありますか。

(異議なしの声多数)

異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、許可書を交付することといたします。

なお、整理番号3番については、1種農地でございますので、来月開催される常設審議委員会に諮った後、許可書を交付することといたします。

以上で農地法関連の議案を終わります。

議 長 続きまして、議案第3号に移ります。地籍調査実施に伴う  
(会長) 農地の地目変更等について、事務局より説明をお願いします。

次 長 議案第3号地籍調査実施に伴う農地の地目変更等につきましては、主管部署は建設部事業推進課であります。

先般、事業推進課より農業委員会に対し、農地の地目変更についての意見を求められたものであります。

本日、この総会におきまして、本案件が承認されますと、意見書を市長宛に送付することとなります。

この意見書は、地籍調査の認証請求をする際、国土交通省



から添付を求められているものであります。

この度の福田①地区は、平成29年5月から平成30年12月に亘って調査を実施したものであります。

調査区域は、お手元の「地籍調査事業実施区域図」の範囲、井田まちづくりセンターの南西、福田地区の北西部であります。

福田①地区に係る区域内の調査前の総面積は、約71ha、調査後の総面積は約74.7haであります。

その内、農地は、調査前の面積が約21.8haであり、調査後の面積が18.2haであります。

今回の地目変更は、お手元の「地目変更一覧表」のとおり、168筆であります。

本日地籍調査後の地目が承認されますと、当該農地は非農地と見なされることとなります。

担当農業委員さんの調査結果を踏まえ、一覧表の調査後（案）の地目を承認するか否かを、ご審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長（会長） それでは、整理番号順に担当委員さんの現地調査の結果の報告をお願いします。

13番 資料を捲っていただくと集計表がありますけど、地積調査地域から要望をされていて、ようやくここが実現したんですが、ほとんど基盤整備していなかったところで、山林化しているところがほとんどです。事務局と現地確認したんですが、寄墓にして墓地にしているところが多かったです。大体昭和の時代にやってそうだったかなということで、ほとんど山林化しています。それで農地がこれほど減る格好になるんですが、農業する上で何の影響もありません。異議はございません。

議長（会長） 担当委員さんの現地調査の結果では、問題なしということですが、他の委員さんから質問、ご意見はありますか。

（異議なしの声多数）

ないようですので、議案第3号は承認といたします。

続いて4号議案、農用地利用集積計画について農林水産課から説明をお願いいたします。

三島主任 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用権設定及び中間管理権についてご説明します。

始めに、平成31年3月5日公告予定の農用地利用集積計

画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

大田町、田1,485㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

久手町、田2,002㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

鳥井町、田5,477㎡、畑735㎡、筆数6、設定する者1名、設定を受ける者1名。

長久町、田9,353㎡、筆数6、設定する者5名、設定を受ける者3名。

久利町、田3,389㎡、筆数2、設定する者2名、設定を受ける者2名。

温泉津町、田5,306㎡、畑899㎡、筆数5、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計、田27,012㎡、畑1,634㎡、筆数21、設定する者11名、設定を受ける者9名。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

川合町、田7,537㎡、筆数5、設定する者2名、設定を受ける者1名。

富山町、田8,947㎡、筆数10、設定する者1名、設定を受ける者1名。

鳥井町、田5,535㎡、筆数3、設定する者2名、設定を受ける者1名。

長久町、田50,351㎡、筆数40、設定する者13名、設定を受ける者1名。

合計田72,370㎡、筆数58、設定する者18、設定を受ける者はしまね農業振興公社1名です。

以上ご審議の程よろしくお願します。

議長 (会長) 只今説明がございましたけれど、まず始めに農用地利用集積計画による利用権について進めたいと思います。

それでは、最初の大田町の方から順次調査結果の報告をお願いしたいと思います。

17番 この農地の場所は三瓶山公園線の大田高校の先のところから川合町の方へ抜ける道があるんですが、そこにある農地です。受け手の方が富山町の方ですので、昨日富山町の竹下委

員さんにこの方の様子を聞き取りさせていただきました。特に問題ないということでございました。新規で1年ということが、少し気になりますけど、受け手の方は農機具も新品にされたようで、また、熱心な方ですので異議はございません。

議長 続いて、久手町の私の担当地区でございます。  
(10番) 設定を受ける者〇〇〇〇〇さん、地域の担い手でございます。また、再設定でございます。異議はございません。

続いて鳥井町お願いします。

16番 鳥井地区6件ですが、設定する者、設定を受ける者親子関係でして、利用権を設定される〇〇〇〇さんが農業者年金を受給するために、息子さんに利用権設定して経営を移譲されるようです。異議はございません。

議長 続いて、長久町お願いします。  
(会長)

9番 1番、2番については、前任の森脇さんという方が作っておられましたが、最近減らしておられるということです。

それで〇〇さんが作っても良いということとなり、新規ですが異議はございません。

3番につきましては、昨年より〇〇さん作っておられましたが、この度正式な設定をされるということで異議はございません。

4番、5番、6番については、6番が新規扱いになっておりますが、これについても3年前から〇〇さんは、〇〇さんに作っていただいたということで、この度新規の設定をされた訳ですが、以前から作っておられますし、4番、5番は再設定でございますので、異議はございません。

議長 続いて、久利町お願いします。  
(会長)

1番 整理番号1番については、利用権の設定を受ける宮脇さんは畑を中心に熱心に農業をしておられます。新規であります。異議はございません。

整理番号2番については、利用権の設定を受ける岡田さんは、地元で担い手です。また、再設定であり異議はございません。

議長 続いて、温泉津町井田お願いします。

(会長)

13番 ○○さん、畜産やらメロンやら水稻で大事な後継者で頑張っていたいております。異議はございません。

議長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

異議なしということで、承認とさせていただきます。

続いて黄色の表紙、農地中間管理権に移ります。

こちらの方もそれぞれ担当地区の委員さんの調査結果の報告をお願いします。

川合町をお願いします。

3番 1番から5番ですが、川合小学校の下に田んぼがございまして、将来圃場整備を行う予定となっております、今でも2反、3反窪で、さらに5反窪に広げていくということで、大体決まっております。それで今回しまね農業振興公社へ出されまして、田んぼは引き続きこれまで通り○○さんが作られるということをお聞きしました。異議はございません。

議長 続いて、富山町をお願いします。

(会長)

4番 1番から10番○○○○○○が利用権設定を農地中間管理機構にお願いして今まで通り作付けされますので、異議はございません。

議長 続いて、鳥井町をお願いします。

(会長)

16番 3件ともしまね農業振興公社に確認いたしました。受託者の○○○○さん地域の担い手でございます。委託者の○○さんは初めての設定、○○さんは以前より委託されておられましたが、今回農地中間管理機構に委託されたようでございます。異議はございません。

議長 続いて、長久町をお願いします。

(会長)

9番 1番から35番までは以前より○○さんが作っておられまして、続いて○○さんが作られるということで、それから36番から40番につきましては、いなぎの方で作付けされるということで、異議はございません。

議長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さん

(会長) ンの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議なしということで、中間管理権の方も承認とさせてい

(会長) いただきます。

それでは、以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成31年2月25日

会 長

\_\_\_\_\_

(議事録署名委員)

13 番

\_\_\_\_\_

14 番

\_\_\_\_\_